

令和 2 年 5 月 19 日現在

機関番号：34304

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03306

研究課題名(和文)患者・被験者等の保護と自由に関する憲法学的研究

研究課題名(英文)Patient protection regulations and constitutional freedom

研究代表者

中山 茂樹(NAKAYAMA, Shigeki)

京都産業大学・法学部・教授

研究者番号：00320250

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、患者・被験者を保護する目的でなされる公権力による医療への規制について、患者・被験者等の「自己決定権」と呼ばれるものの内実、学問コミュニティの自律性・医療プロフェッションの専門性、民主的公権力の任務と限界に関する憲法上の構図を明らかにした。とくに、学問的自律性にもとづいて活動する組織はその規律の正統性を自ら調達する必要がある、倫理審査委員会は正当な研究活動についての判断の公開性と説明責任を果たすことにより社会からの信頼を得るべきである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

研究倫理審査は、学問共同体がそれを担うことが原則であり、法律で研究倫理審査を一定の範囲の研究に義務付ける場合でも、学問に適合的な組織がそれを担うように法律で基本的な枠組みが定められるべきである。この点を、具体的な法律を題材に憲法上の学問の自由の保障の観点から論じた。また、患者・被験者等の「自己決定権」と呼ばれるものの内実について、日本国憲法の解釈論を示した。これにより、医療・医学研究の適切な推進・発展のための制度的枠組みの基礎を提供した。

研究成果の概要(英文)：This research, regarding the governmental regulations of medical care to protect patients and research subjects, clarifies the content of what is called the right to self-determination of patients and research subjects and suggests the constitutional structure of the autonomy of academic communities and the expertise of medical profession, and the tasks and limits of the democratic government. The ethical review committee, an organization that operates based on academic autonomy, should make the decisions about the right research activities open and accountable to society, to procure the legitimacy of its regulations.

研究分野：憲法学

キーワード：生命倫理 倫理審査 学問の自由 自己決定権 プライバシー 身体に対する権利 生命に対する権利

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

平成 25 年に「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が成立した。この法律は、一定の危険性を有する医療技術の提供について、専門家の委員会の審査や厚生労働大臣への届出を要求する事前規制をおこなうものである。従来、日本では、医療についての法的な事前規制は、医療職や医療機関等の医療提供体制や医薬品・医療機器等の安全性に着目してなされてきたが、医療行為の内容については、医師の合理的裁量を前提に、民刑事法による事後規制にまかされてきた。上記法律は、医療行為の内容について法的な事前規制をおこなうものであり、医療の規制に関するこれまでの政策を転換するものであると評しうる。

このような政策転換の背景には、近年、医学・医療が急速な発展を見せている中で、国際動向をも勘案し、事後規制のみでは患者・被験者らの保護をはかることができず、事前の法規制が必要であるとの政策判断があるものと考えられる。そして、再生医療等のみでなく、その他の先端的な治療方法や臨床研究、また、生殖補助医療や遺伝子検査などを対象に、医療の事前規制その他の新たな法規制をおこなうべきかどうか政策課題となってきた。たとえば、臨床研究については、厚生労働省に設置された「臨床研究に係る制度の在り方に関する検討会」の報告書(平成 26 年 12 月 11 日)は、「今後の我が国の臨床研究の制度の在り方として、倫理指針の遵守を求めただけではなく、欧米の規制を参考に一定の範囲の臨床研究について法規制が必要との結論に至った」と述べ、倫理審査委員会や臨床研究の実施基準などについて検討していた(なお、その後(本研究遂行の途中で)臨床研究法(平成 29 年法律 16 号)が制定された)。

このように、事前規制を含めて、患者・被験者らの保護のための医療に対する新たな規制のあり方が政策課題となっているが、医療の内容の規制は、患者らの「自己決定権」や医学等の研究者の学問の自由、医師等の職業の自由などの制限でもありうるから、学問共同体や専門職の自律性にかかわる手続的規律を含めて、慎重な公法学的考察が必要である。そこで、患者・被験者らの保護のための医療の規制のあり方について憲法学の観点から調査・検討を進め、社会に貢献したいと考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、患者・被験者らの保護のための医療の規制について、患者らの自己決定権・医療にアクセスする権利や研究者の学問の自由などとの関係での憲法上の限界を検討し、適切な医療規制のあり方を明らかにすることである。それにより、近時、医療の内容に対する事前規制など新たな規制のあり方を検討することが政策課題となってきた中で、医療・医学研究の適切な推進・発展のための制度的枠組みの基礎を提供する。かつ、憲法学における自己決定権や学問の自由などに関する議論の発展に貢献する。

3. 研究の方法

さまざまな分野の学会・研究会に参加して、各種分野の研究者と情報交換をおこなった。また、内外の文献を収集し、議論の整理を行って考察を加えた。さらに、各種公的審議会等を傍聴するなどし、現実の政策の展開について情報収集した。これらの方法により、まず再生医療等の安全性等の確保に関する法律(以下、「再生医療法」という。)を題材にして、法的に要求される研究倫理審査の実体的基準を定める主体・手続と研究倫理審査を行う主体・手続について考察し、ついで、研究倫理審査を担う組織の憲法上の位置づけや正統性について整理した。また、患者・被験者等の「自己決定権」と呼ばれるものの内実について、日本国憲法の解釈論を示した。

4. 研究成果

以下、(1)~(6)で研究成果の概要を示した上で、(7)で今後の展望を示す。これらの知見は、医療・医学研究の適切な推進・発展のための制度的枠組みの基礎を提供するものである。また、憲法学における自己決定権や学問の自由などに関する議論の発展に貢献するものである。

(1) 研究倫理審査の実体的基準を定める手続・主体について

再生医療法が研究の科学的・社会的意義(情報的価値)を規制基準に含むものであるのかは、不明確である。かりに規制の実体的基準が省令に大きく委ねられているとすると、研究としての性格を有する再生医療等について、省令の定めによって研究の情報的価値を規制基準とすることも、しないことも許されると解されるかもしれない。しかし、研究の自由の制限において、規制基準が情報的効果の評価を含むものであるのか、それとも有形的効果の評価のみであるのかは、規制政策の基本的事項であるから原則として法律に留保された事項であり、それを大臣の判断にゆだねることは許されない。再生医療法は、情報的価値を規制基準とすることが合理的解釈によっても明確とはいえず、研究の自由にとってより危険な自由制限手法をとることに法律の明確性が要求されるとすれば、それを基準としていないと解さざるをえない。また、実体的に、研究倫理審査を「再生医療等」のみに求めることは不合理である。したがって、再生医療法は、情報的価値の評価を含むいわゆる研究倫理審査を求めるものではないと解される。

ひとくちに倫理「審査」といっても、研究ではない診療と臨床研究ではその実体的基準も異なるはずである。憲法論の観点からは、モデル的には、診療についての倫理審査は医療行為の有形的効果の評価にとどまるが、臨床研究の倫理審査には研究の情報的効果の評価も含まれるといえる。現行の再生医療等提供基準は、研究の情報的価値の高低を考慮して医療行為の妥当性を判

断することを認めるものと解される可能性がある。再生医療法は法律の規律が少なすぎ、学問の自由の制限として安全性の確保と研究倫理審査という区別されるべき性格のものが区別されずに、大臣に丸投げされているきらいがある。大臣が定めるべき規制基準についての基本的ポリシーが法律から読み取れないだけでなく、規制の基本的枠組み自体も、法律によって定められておらず、行政機関によって決定されているように見え、憲法上の疑義がある。

法的な禁止効をとまなう研究倫理審査制度では、審査基準の基本的考え方が法律で定められている必要があるが、その上でその具体化を学問共同体にゆだねることも憲法上許されるだろう。そうすると、複数の学問的組織としての倫理審査委員会の判断の多元的な自律性がありうる。それをどこまで法的に規律するのかという問題が生じる。すなわち、審査の合理性・公平性をいかにして確保するのかという問題があるが、全国的に統一された内容の審査を法的に求める政策も、審査機関ごとの審査の多様性を認める政策も、いずれも立法の選択肢となりうる。立法政策では、現実の研究や審査の状況をふまえて、学問の自律性を尊重しつつ、研究対象者の保護や審査の公平をはからねばならない。そこで、実体的基準の策定のほか、各機関等の倫理審査委員会の審査に対する中央倫理審査委員会の不服審査・二重審査の制度や、倫理審査委員会の構成・能力等に関する認証制度、倫理審査委員会への監督や支援等について、学問の自由を侵害しないで国家がどのように関与するのかを慎重に検討する必要がある。

研究倫理審査の実体的基準については、学問の自由の観点からは、法的拘束力のある審査基準を命令で定立する場合であっても、法律が定める基本的な制度枠組みの下に、学問共同体の自律的なコンセンサスといえるものにするのが許容され、また、おそらくは望ましい。本来的には、研究者たちが自分たちが守る規範を社会に提示し、その責任を果たすためにおこなわれるのが研究倫理審査というものであるからである。たとえば、法律によって学問的組織といえる構成の独立性が確保された行政委員会を設置し、その委員会が学問的な国際協調もふまえた上で利害関係者等の意見聴取を経て審査基準となる命令を制定し、倫理審査委員会への支援等もおこなう立法政策が考えられる。

(2) 研究倫理審査を行う主体・手続について

研究倫理審査は、学問共同体がそれを担うことが原則であり、法律で研究倫理審査を一定の範囲の研究に義務付ける場合でも、学問に適合的な組織がそれを担うように法律で基本的な枠組みが定められるべきである。被験者の保護のために臨床研究の事前規制をおこなうことが社会的・立法政策的課題となったときに、通常の民主的・政治的な行政機関とは異なる学問的組織としての倫理審査委員会という特別のしくみが設けられ、それが研究倫理審査を担うことが世界的な通例となったのは、学問の自律性や情報の自由に関する立憲的な原則に照らしての考慮でもあっただろう。そこには、理念型的には(現実にはさまざまなヴァリエーションがあるにせよ)臨床研究における研究活動の有形的物理的な効果のみにかかわり被験者に移植・投与する物や設備、実施者等に関して技術的な安全性を確保することを担う民主的・政治的な行政機関と、研究活動の情動的価値の評価を含み当該研究活動が被験者を保護した正当な「研究」であることの確保を任務とする倫理審査委員会との役割分担があるものと考えられる。民主的・政治的な行政機関が、個別の研究の情動的価値(科学的・社会的意義)の評価を直接担うことは、立憲的に考えにくい。

臨床研究に対し法的に義務づけられる研究倫理審査をおこなうにふさわしい学問的組織とはどのようなものかは、憲法上一義的に定まるものではなく、合理的な立法政策によって定められるものである。それでも、研究対象者を保護する制度目的と、民主的公権力に対して学問プロセスの自律性を保護する憲法上の学問の自由の保障の趣旨から、憲法上、少なくとも、民主的・政治的な行政機関から原則として直接の指揮監督を受けることなく独立的に活動し、臨床研究に関する医科学的な知見や研究対象者保護に関する法的倫理的知見などの専門性をそなえた組織であることが求められよう。審査手続に、公正な審査といえるデュープロセスが求められることも当然といえる。

(3) 法的に義務づけられる審査の効果と救済

一定範囲の研究の実施をひとまず一般的に法的拘束力をもって禁止し、倫理審査委員会の承認を得ることでその法的禁止が解除される許可制的なタイプの研究倫理審査については、倫理審査委員会の承認/不承認は、民間組織がおこなう場合においても、法的効果を有する公権力の行使にほかならないから、不承認や条件付き承認の処分に対して不服のある審査申請者は抗告訴訟を提起できるはずである。

これに対し、事前の倫理審査委員会による研究倫理審査を経ることのみが法的に求められ、倫理審査委員会の承認まで法的に求められない(不承認でも研究者に再考をうながす意味しかない)タイプの研究倫理審査については、倫理審査委員会の承認/不承認に法的効果はなく、それを対象に抗告訴訟を提起することは困難であろう。もっとも、審査を経ることで当該研究を実施できる地位が得られるような法的枠組みである場合には、(承認/不承認の意見でなく)審査そのものにはある種の公権力性(処分性)が認められるかもしれない。このタイプの制度においても、法的に求められる倫理審査委員会等の意見によって実質的に研究の自由を制限することになるから、その判断には合理性が求められる。現実には倫理審査委員会の不承認意見は滅多になく、条件付き承認の意見に関しても研究機関内のコミュニケーションによって問題が解決される場合が多いだろうが、法的救済手続についても考察しておく必要がある。

自律的な不服申立て等のしくみが設けられることも考えられるが、従来、日本では、倫理審査

委員会は研究機関の長との関係での諮問的な機関であり、個々の研究者に対し当該研究の実施を許可／不許可（禁止）しているのは、倫理審査委員会というよりも、その意見を受けた研究機関（の長）であると解される法的枠組みが多かったと思われる（臨床研究法は異なる枠組みであり、別に考察する必要がある）。そうすると、法的紛争は研究機関（の属する法人）と研究者の間に存すると考えることになるだろう。個々の研究者の学問の自由は研究機関との関係でも保護されるから、研究機関（の長）による個々の研究者の研究活動への規制に対しては、助言等によって解決できず紛争が具体化すれば、（特別の仲裁制度等が設けられれば別論）不服について司法権への出訴の途が認められるべきである。著しく不合理な判断に対しては司法的救済が認められるべきであり、その司法審査の中で倫理審査委員会の判断の合理性も争われることになる。裁判所が委員会や研究機関の判断にどこまで敬讓を払うべきかという問題はあがあるが、法律上の争訟たる性質は否定されないと解される。

(4) 研究倫理の担い手について

学問活動には公共的に信頼しうる体系的な情報の生産という憲法上の意義があり、ここに「人権」とは異なる学問の自由の保障の根拠が求められる。学問の自由は集団的な学問プロセスが原則として国家から干渉を受けないことを保障するが、研究倫理審査も研究者集団による社会からの負託に応える自律的規律といえる。「生命倫理」という社会現象の出現は、ひとつには専門性の内部的規律にまかせては被験者保護等が十分に図れず一般社会（国家）の介入が必要だと考えられたことによるが、研究倫理は、規制／自由の近代法的二分法の「あいだ」の公共的規範を形成するものである。それは、公共性を有する専門的活動を社会から託された研究者集団が自律的に担う立憲的秩序において独自の意義を有する規範であり、国家の関与の危険性もふまつつ国家法と協働の関係にあるものとして憲法上考察する必要がある。そのためにはメディア倫理、医療倫理（専門職倫理）、スポーツ倫理などと比較して研究倫理について考察することが有益である。学問的自律性にもとづいて活動する組織はその規律の正統性を自ら調達する必要がある、倫理審査委員会は正当な研究活動についての判断の公開性と説明責任を果たすことにより社会からの信頼を得るべきである。医学系だけでなく市民の常識や異なる専門性を含んだ一般社会の視点をも取り込んで議論する審査こそが、学問共同体が自律的に公共性を担うことを確保する。

再生医療法が第一種再生医療等提供計画の変更命令等の権限を大臣に付与していることは、個別の研究の情動的価値の評価を含む審査をおこなう権限であるとすれば、憲法 23 条に反する疑いが強い。しかし、もし研究の情動的価値とリスクと衡量してその正当性を公正に評価する責任を負う学問共同体が現実的に日本に見当たらないとすれば、この制度は合憲であると考えざるをえない。同法は、立法府がそのような立法事実の認識を前提に制定したものだとする可能性もある。学問的自律性の責任ある担い手の問題が存する。

(5) いわゆる家族の形成・維持にかかわる「自己決定権」について

憲法 13 条により保障されるといわれる「自己決定権」の内実について、そのうち家族の形成・維持にかかわるといわれるものについては、「親密な人的結合の自由」として独自の範疇として捉えるべきである。憲法 13 条が保障する親密な人的結合の自由は、依存的でありうる個人（とくに子ども）のケアのニーズにこたえようとする親密な関係性が自生的に成立することを前提に、そのような自由な私的結合としての家族ないし親密圏を国家から自律的なものとして保護する。他方で、国家の不干渉によってケア責任の公正な分配が必ずしも実現できるわけではない。そこで、憲法 24 条が家族制度を形成する法律に与えている基本的な任務は、ケア責任を公正に分配し、依存的な個人（とくに子ども）を適切に保護することであると解される。

親密な人的結合の自由は家族の自律性を保護するが、それは家族構成員の意思決定支援・利益の探求の機能をも有する。たとえば身体のような、原理的に本人の自己決定がなければ介入が許されない人格的利益がある。しかし、本人の自己決定能力が十分でない場合があり、医療におけるいわゆる「代行判断」など、本人の生存等のために本人の身体等の利益の処分について他者が関与せざるをえない場面がある。そのような場面で、家族は、本人の自己決定を支援し「最善の利益」を探求する役割を有してきた。親密な関係性にある他の家族構成員は、客観的利益を追求しがちな専門性による管理に抗して、本人の主観的な意思・価値観にもとづきその利益を代弁するにふさわしいと解される。もちろん利益相反や家族構成員間の不和確執などの問題もあり、具体的な決定権能の整備は法律によってなされるが、立法は個人が存在と自律性の環境としての家族の自律性を十分考慮すべきである。とくに子どもについては、国家との関係で親が第一次的な判断権を有することが、13 条の親の養教育の自由（親密な人的結合の自由に含まれる）の要請に含まれていると解される。

(6) 患者・被験者の「自己決定権」について

人は独自固有の存在意義を有する人格（かけがえのない個人）として敬意をもって扱われなければならない。このような原則が 13 条前段の「個人の尊重」には含まれているだろう。それを受けて、13 条後段では「人として扱われる権利」（ないし人の人格そのものに対する権利）と呼びうるものが保障されると解される。これには、デュープロセスの権利や品位を傷つける扱いを受けられない権利その他が含まれると整理できる。

このようなデュープロセスの権利や拷問の禁止などは、個人の自律から説明されてきており、すべての人が対等な自律的存在として扱われることは「個人の尊重」原則の重要な内容である。ここから、13 条後段のデュープロセスの権利（人として扱われる権利）の内容として、本人の

参加・関与が求められる。医療における「患者・被験者の自己決定権」の主張も、患者・被験者が自律的な意思決定主体として扱われることを求めるものだろう。医療において、患者・被験者は(しばしば一方的な)専門的操作・管理の対象となるどころ、人を物のように扱うのではなく、手段としてのみでなく目的として扱う要請から、説明や本人の同意が原則として必要となる。けれども、本人に同意能力がないとされる場合もあり、そのときに人として扱われる権利(デュープロセス)はもう妥当しないかというそうではない。「患者・被験者の自己決定権」は、本来的には身体的インテグリティや人として扱われるという状態の保護を内実とするものであり、その重要な一部として本人の自己決定のプロセスが求められるということだろう。そうだとすれば、この点に関し、デュープロセスの権利とは別の憲法上の個別的権利類型として「自己決定権」を設ける必要はないのではなかろうか。

身体に関する「自己決定権」については、医療の場面に注目がなされてきたが、(医師・医療機関と患者の関係を憲法上の権利で把握することが適切かどうかはさておき)公権力が実施する身体侵襲をとまなう治療を個人が拒否・選択できることは、適切な治療を受けることができる(通常は契約上の)権利を前提に、身体に対する権利やデュープロセスの権利(人として扱われる権利)にもとづいて、公権力が個人の身体に侵襲を加えるときには原則として本人の同意を必要とすることから導かれる。また、個人の治療・ケアへのアクセスを公権力が規制することにより必要な治療が受けられなかったり、肉体的苦痛を強制されるような場合も、身体に対する権利の問題として捉えられる。身体に対する権利やデュープロセスの権利は本人の意思による選択の尊重を要請することがあるだろうが、それとは別に、身体の自己の意思による自由な処分を内容とする「身体に関する自己決定権」などを憲法13条後段の個別的な権利として観念すべきではない。

憲法の基本的な原則として個人の自律性の保障を置き、それを広い理念的な意味で「自己決定権」と呼ぶことはできるだろうが、13条後段に個別的な「自己決定権」という権利類型を設けることが適切かはまた別問題である。身体については、身体は個人を構成しているところ、個人を破壊しかねない重大な身体の自己傷害までもを直接に含むような「身体の処分に関する自己決定権」は、権利類型として適切ではない。自傷行為の自由を含むような形で憲法上の権利を類型化することは、常識的な医療関係法の構築すら困難にしまいかねないだろう。もちろん、公衆衛生の保護を理由とする個人の自律性の侵害は警戒すべきであり、個人は健康であることを義務付けられるべきでないが、身体の処分に関する自己決定権という類型化は行き過ぎであろう。身体は個人の私的自律の領域にあると解されるものだが、自己の身体について公権力の恣意的支配を受けないことを内容として憲法上の権利が構成されるべきである。それは、基本的には、身体のインテグリティという状態を保護する身体に対する権利として把握できる。

(7) 今後の展望

憲法は学問の自律性を保障するが、このような学問的権力が(他の諸権力と同様に)恣意的な専制者にならないように誰がどのようにしてコントロールするのかを考察しなければならない。学問のプロセスと民主的政治プロセスの役割の仕切りや関係は、まさに社会における「ものの決め方」について定める「憲法」の問題といえる。このような専門性と民主制の関係の問題は、いわゆる「幸福」と「自由」の関係の問題とも捉えることができる。近時、感染症対策にも関連してこの種の問題がクローズアップされているところ、引き続き憲法問題として検討していきたい。

また、「自己決定権」といわれるものについては、そこに含まれているもののうちわれわれが本当に大切だと考えているものは何なのかについて、分析的な検討が必要である。たとえば、医療における「自己決定権」と患者・被験者の意思決定の家族等によるいわゆる「代行」とはどのような関係にあるのか。憲法上、個人にとって親密な関係性が有している意義を分析し、医療において親密な関係性が有している役割(の有無)を検討することも重要な課題だと思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 2件）

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 中山 茂樹 | 4. 巻 - |
| 2. 論文標題 憲法問題としての研究倫理 学問の自律性と公共性 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 『初宿正典先生古稀祝賀 比較憲法学の現状と展望』 | 6. 最初と最後の頁 699-723 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|---------------------|
| 1. 著者名 中山 茂樹 | 4. 巻 52(1) |
| 2. 論文標題 研究倫理審査を誰がおこなうのか（2・完） 統治論としての学問の自由 | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 産大法学 | 6. 最初と最後の頁 29-48 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 中山 茂樹 | 4. 巻 50(1・2) |
| 2. 論文標題 研究倫理審査を誰がおこなうのか(1) 統治論としての学問の自由 | 5. 発行年 2017年 |
| 3. 雑誌名 産大法学 | 6. 最初と最後の頁 111-133 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

| | |
|--|----------------------|
| 1. 著者名 中山 茂樹 | 4. 巻 (31) |
| 2. 論文標題 家族と憲法：何が憲法上の問題となるのか | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 比較憲法学研究 | 6. 最初と最後の頁 97-121 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------|
| 1. 著者名 中山 茂樹 | 4. 巻 - |
| 2. 論文標題 生命、自由及び幸福追求に対する権利に関する一考察 | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 同志社法学竹中勲教授追悼記念論集 | 6. 最初と最後の頁 - |
| 掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

| |
|--------------------------------|
| 1. 発表者名 中山茂樹 |
| 2. 発表標題 家族と憲法：何が憲法上の問題となるのか |
| 3. 学会等名 第30回比較憲法学会総会・研究会 |
| 4. 発表年 2018年 |

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

| |
|---|
| 雑誌論文2・3件目のアクセス先 (京都産業大学学術リポジトリ) http://hdl.handle.net/10965/00010146 http://hdl.handle.net/10965/00002409 |
|---|

| | | |
|---------------------------|-----------------------|----|
| 6. 研究組織 | | |
| 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |